

八幡平市監査委員告示第5号

令和8年3月25日付け八監査第152501号の令和7年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月27日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

措置内容 別紙のとおり

令和7年度財政援助団体等監査指摘事項の措置状況等通知書

商工観光課

令和8年2月6日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>令和6年度八幡平市観光イベント実行委員会事業費補助金について、税込の契約金額が4,000,000円となっている「八幡平ふるさと花火まつり花火打上業務」の委託契約締結伺いを確認したところ、本来であれば、会長決裁であるべきものが、事務局長決裁で処理されている。同協会の「代決専決規程」の第4条第7号には、事務局長が専決できる事項が記載されており、そこには「予算に計上してある1件300万円未満の契約の締結に関する」と規定されている。よって、これは明らかに不適切である。今後においては、「代決専決規程」に基づいて決裁処理を行うとともに、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、契約事務を適切に執行されたい。</p>	<p>「八幡平ふるさと花火まつり花火打上業務」の委託契約締結伺いについて、会長の決裁を得た。</p>	<p>今後においては、同協会の「代決専決規程」に基づいた業務執行に努め、事務局職員によるダブルチェックを徹底するよう指示した。</p> <p>団体からは、再発防止のため、契約事務においては契約金額をハイライトにし、チェック漏れを防止する対策を講じることを確認した。</p>	<p>令和8年3月31日</p>